

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和8年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	1 予防接種法に基づく予防接種事務 【概要】 予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【具体的内容】 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務、情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務
③システムの名称	健康管理システム、福祉宛名システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表 14の項 ・第19条第6号(委託先への提供) 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条 情報提供: 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、28の項、第27条、第28条、第30条、第155条、第156条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部健康づくり推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所: 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地 電話: 048-960-1100
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人から情報をマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input checked="" type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input checked="" type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日			「健康づくり推進に関する事務」を「健康増進及び予防接種に関する事務」に統合	事後	年度の切替えと併せた事務の見直しに伴う統合(しきい値判断結果は変更なし)
平成29年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条 別表第1 10項、76項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第1 10の項、76の項(主務省令で定める事務を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号、第54条)	事後	主務省令の追記
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第7号及び別表第二 17の項、18の項及び19の項	事後	別表条項の追記
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	藤城 浩幸	櫻田 尚之	事後	所属長の変更
平成30年6月5日	特定個人情報保護評価書の 見直し	変更なし	変更なし	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	櫻田 尚之	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の見直しによる記載事項の追加
令和3年2月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何か いつの時点の計数か	[30万人以上] 平成27年4月1日 時点	[10万人以上30万人未満] 令和2年2月1日 時点	事後	評価の再実施による変更
令和3年2月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	評価の再実施による変更
令和3年2月4日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護 評価書の種類	[基礎項目評価書及び全項目評価書]	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	事後	評価の再実施による変更
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療部市民健康課	保健医療部健康づくり推進課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	保健医療部市民健康課	保健医療部健康づくり推進課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年8月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 17の項、18の項及び19の項	番号法第19条第8号及び別表第二 17の項、18の項及び19の項	事前	法律の改正による変更
令和3年11月16日	特記事項		健康増進及び予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事後	特記事項の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	1健康増進法に基づく各種健診 【概要】健康増進法に基づく各種検診など、市民の健康増進に関する事業の提供・結果管理を行う 【具体的内容】 対象者への受診券、勧奨通知の発行、事業対象であることの確認、事業の提供、事後指導・結果管理に関する事務 2予防接種法に基づく予防接種 【概要】予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【具体的内容】 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務	1健康増進法に基づく各種健診 【概要】健康増進法に基づく各種検診など、市民の健康増進に関する事業の提供・結果管理を行う 【具体的内容】 対象者への受診券、勧奨通知の発行、事業対象であることの確認、事業の提供、事後指導・結果管理に関する事務 2予防接種法に基づく予防接種 【概要】予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【具体的内容】 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務、情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務 3新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	評価の再実施による変更
令和3年11月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1 10の項、76の項 (主務省令で定める事務を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号、第54条)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第1 10の項、76の項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号、第54条	事後	評価の再実施による変更
令和3年11月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 17の項、18の項及び19の項	情報照会: 番号法第19条第9号及び別表第二 16の2項、17項、18項、19項 情報提供: 番号法第19条第9号及び別表第二 16の2項、16の3 健康診査実施事務情報ファイルについては実施せず	事後	評価の再実施による変更
令和3年11月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らかいつの時点の計数か	[10万人以上30万人未満] 令和2年2月1日 時点	[30万人以上] 令和3年9月1日 時点	事後	評価の再実施による変更
令和3年11月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつの時点の計数か	[500人未満] 令和2年2月1日 時点	[500人以上] 令和3年9月1日 時点	事後	評価の再実施による変更
令和3年11月16日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	[基礎項目評価書及び全項目評価書]	事後	評価の再実施による変更
令和4年7月1日	評価書名	健康増進及び予防接種に関する事務 基礎項目評価書	予防接種に関する事務 基礎項目評価書	事後	評価の再実施による変更
令和4年7月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	越谷市は、健康増進及び予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	越谷市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	評価の再実施による変更
令和4年7月1日	特記事項	健康増進及び予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約も含めることで万全を期している。	予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約も含めることで万全を期している。	事後	評価の再実施による変更
令和4年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	健康増進及び予防接種に関する事務	予防接種に関する事務	事後	評価の再実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1健康増進法に基づく各種健診 【概要】健康増進法に基づく各種健診など、市民の健康増進に関する事業の提供・結果管理を行う 【具体的内容】 対象者への受診券、勧奨通知の発行、事業対象であることの確認、事業の提供、事後指導・結果管理に関する事務 2予防接種法に基づく予防接種 【概要】予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【具体的内容】 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務、情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務 3新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	1予防接種法に基づく予防接種事務 【概要】予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【具体的内容】 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務、情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会、提供事務 2新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 ¹ の交付を行う。	事後	評価の再実施による変更
令和4年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、福祉宛名システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	事後	評価の再実施による変更
令和4年7月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)健康診査実施事務情報ファイル (2)予防接種対象者関係情報ファイル	予防接種対象者関係情報ファイル	事後	評価の再実施による変更
令和4年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1 10の項、76の項 (主務省令で定める事務を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号、第54条)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 10の項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号	事後	評価の再実施による変更
令和4年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 17の項、18の項及び19の項	情報照会:番号法第19条第9号及び別表第二 16の2項、17項、18項、19項 情報提供:番号法第19条第9号及び別表第二 16の2項、16の3	事後	評価の再実施による変更
令和4年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所:〒343-0022 埼玉県越谷市東大沢1-12-1 電話:048-978-3511	越谷市保健医療部健康づくり推進課 住所:〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番 電話:048-960-1100	事後	錯誤による変更
令和4年7月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	[30万人以上] 令和3年9月1日 時点	[30万人以上] 令和3年12月1日 時点	事後	評価の再実施による変更
令和4年7月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	[500人以上] 令和3年9月1日 時点	[500人未満] 令和3年12月1日 時点	事後	錯誤による変更
令和8年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	2新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 ¹ の交付を行う。	—	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、福祉宛名システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、福祉宛名システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 10の項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表 14の項 ・第19条第6号(委託先への提供) 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号	事前	法改正 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)の終了に伴う、VRSの機能の廃止
令和8年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第9号及び別表第二16の2項、17項、18項、19項 情報提供: 番号法第19条第9号及び別表第二16の2項、16の3	情報照会: 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条 情報提供: 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、28の項、第27条、第28条、第30条、第155条、第156条	事後	法改正に基づく軽微な修正
令和8年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	評価の再実施による変更
令和8年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は何特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	評価の再実施による変更
令和8年3月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である/判断根拠の記載	事後	様式変更に伴う記入欄の追加
令和8年3月25日	IV リスク対策 9. 監査	自己点検、内部監査、外部監査	自己点検、外部監査	事後	評価書の見直し
令和8年3月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更に伴う記入欄の追加